



[撮影：田中正士]

景気

弁護士 榎本信行

景気が悪いという話をよく聞く。弁護士の仕事をしていたとしても、それは痛感している。売掛金、家賃を支払わないとか、逆に代金を支払えない、家賃を支払えない、自己破産、民事再生をしてみたいなどの相談が増えている。



弁護士を四〇年以上もやっていると、倒産、破産をする人も時代とともに変わって来たと思う。一九六〇年代に倒産した人は、弁護士が見ているも危ないと思う人がいた。収入に似合わない車に乗っていたり、女をつくったりしていた。やがて、倒産ということになる。高度成長期は、会社の収支に関心がなく、金が入ると使いまくるという質の人がよく倒産した。九〇年代にはいると、景気が長期的に悪くなり、普通に真面目にやっている人でも自己破産の目に会うということが多くなった気がする。ただ、金銭管理がルーズなひとがやや多いという気がする。最近はなにも気になる欠点がなくても、倒産というケースも多くなった。全く時代のせいである。

しかし、企業経営を横から見ていると、時代の波という人智ではなかなかとらえにくいものがある。真面目にやっているからいいというものではなく、道徳の世界とは、殆ど無縁だと思わざるをえない。

現在の景気は底で、もう少しよくなると私は、考えているが、いずれにしろ真面目にしていればいいというものではなく、時代の趨勢をよく見ないとダメだという気はしている。

国籍法違憲判決が社会を変える？

弁護士 近藤博徳

昨年六月四日、最高裁判所は、五人の裁判官全員で構成する大法廷で、国籍法の規定が憲法に反し無効であるとする違憲判決を下しました。この判決は二つの事件に対するものでしたが、私は当事務所の濱野弁護士や他の弁護士とともに第二事件を担当しました。当事者である子どもたちは、日本人父とフィリピン人母の子で、みな日本で生まれ育ち、父から認知も受けていますが、両親が結婚していないために日本国籍を取得できません。しかし両親が結婚するか否かは子どもの意思ではどうにもできないことです。そのような事情で国籍の取得に差別を設けるのは憲法一四条一項が保障する法の下の平等に反する、として提起したのがこの裁判でした。第一審勝訴、第二審逆転敗訴という経過を辿りましたが、最高裁判所の裁判官たちは、子どもたちの主張が正しいと認めて、子どもたちの日本国籍を認めました。このニュースがお手元に届く頃には、もう国籍法が改正されているでしょう。子どもたちはまさに裁判所を動かし、法律を変えました。

完全勝利の判決でしたが、私の本当の希望は少し別のところにあります。私は、子ども達の父親が日本人だからではなく、日本で生まれ育ち、これからも日本を祖国として生きていくのだから、日本国籍を認めて欲しい、と思っています。日本で外国人の両親のもと



最高裁「青写真判決」の判例変更

弁護士 松浦基之

平成二〇年九月一日、最高裁大法廷は、「市町村施行に係る土地区画整理事業の事業計画の決定は、抗告訴訟の対象となる行政処分当たると」の判決を出した。

翌日の朝刊は、各紙とも概ね一面で扱い、地元紙は一面トップで記事や写真を掲げた。約五年前の静岡地裁の段階から代理人の一人として深くかかわった私も感慨一入であった。なぜ、この判決が大ニュースになるのだろうか。

浜松市内の遠州鉄道上島駅前の変則五叉路交差点付近で、市が計画した区画整理事業は「遠州鉄道の高架化事業と合わせての事業であり、地区住民の生活は二の次となる」として、住民三二名が事業計画決定等の取消を求めて、平成一六年二月に静岡地裁に提訴した。地裁でも高裁でも訴えは斥けられた。理由は「事業計画は青写真に過ぎず、まだ争うことはできない」と大法廷の判決（いわゆる青写真判決）が昭和四二年に出していたからである。しかし今回は、一、二審の判決を取消して静岡地裁へ差戻した。理由は、事業計画の決定は地権者の法的地位に影響を与えるので、この段階で訴訟が出来なければ救済として十分でない、ということである。これは行政法の分野では、訴訟の提起を早期に認める点で、大転換であった。



Lawyers column

前回の「大樹」脱稿後、福田康夫前総理大臣・自民党総裁の政治決断により、薬害肝炎訴訟 次なる闘いへ

私も熱いものがこみ上げてきました。また、一月一五日には国と原告団・弁護団との間で基本合意が成立しました。この基本合意には、私たちが当初から目的に掲げていた薬害の真相究明・再発防止と肝炎患者に対する治療・生活支援、厚生労働大臣と原告団・弁護団との定期協議が盛り込まれました。

このような大きな成果を得られたのも、みなさんのご支援のたまものです。ありがとうございました。



薬害肝炎訴訟 次なる闘いへ

弁護士 濱野泰嘉

「大樹」脱稿後、福田康夫前総理大臣・自民党総裁の政治決断により、薬害肝炎訴訟 次なる闘いへ

私も熱いものがこみ上げてきました。また、一月一五日には国と原告団・弁護団との間で基本合意が成立しました。この基本合意には、私たちが当初から目的に掲げていた薬害の真相究明・再発防止と肝炎患者に対する治療・生活支援、厚生労働大臣と原告団・弁護団との定期協議が盛り込まれました。

このような大きな成果を得られたのも、みなさんのご支援のたまものです。ありがとうございました。

e s s a y



一年を過ぎて

弁護士 安孫子理良



早いもので入所して一年三ヶ月が過ぎました。入所以来、建築紛争、医療過誤、家事事件、刑事事件をはじめ多種多様な事件に取り組み機会を頂いています。事件に応じて幅広い知識を求められ、一つ一つ勉強を重ねる毎日です。

先 日、裁判ではありませんが、「生活保護支援法律家ネットワーク」という団体を通じて、ある六〇代の女性から電話相談を受けました。貯金が底をつき、家賃が払えず生活できないという相談です。こういう場合、生活保護に頼ろうと福祉事務所に行っても、相談者一人では、申請にまでこぎつ

けられないのが現状です。そのため同団体では、法律家が申請に同行する活動をしています。今回の場合も、電話を受けた二日後には相談者と福祉事務所に行って申請をし、すぐに支給が開始されました。法律を駆使して困っている人の手助けをする、弁護士ならではのやり甲斐を心から感じました。

知 識も経験もまだ浅いですが、色々な事件を経験して、手続を問わず、ニーズに応じて柔軟に対応できる弁護士を目指し、今後も邁進していきたいと思

青写真判決以降、都市計画に関連する各種の事業の開始を示す行為に処分性を認める判例が最高裁でも増えていた。今回の判決で、裏返しだったジグソーパズルの最後の一片が表向きになってぴったり嵌り、「都市計画関連事業の開始を示す行為に処分性を認め、この段階で訴訟ができる」という絵が完成したように思う。

在学中の司法試験の不合格と公務員試験

の合格、建設省入省、区画整理課への配属、司法試験の合格、東京で弁護士業務開始、区画整理法の逐条解説の執筆、別件で静岡・浜松への出張、本件原告達の来訪等――これらの一つでも、なかつたら、今回の最高裁の判例変更に関与することはなかった。その意味で、生きること（A）がなければBはないという、条件的因果関係の連続だとの思いを深くしている。



「息子よ」

弁護士 井堀 哲

三九歳にして父親になった。男の子である。

「母親似ね」

「おじいちゃんにそっくり」「鼻が高い。将来女を泣かせるなよ！」等と周囲は大いに盛り上がった。当の本人は素知らぬ顔。

ただ眉間にしわを寄せてミルクのがぶ飲み(すごい勢いである)、うち(これもすごい)、爆睡、再びミルクがぶ飲み……。いいご身分である。「毎日帰るのが楽しいですよ。」

「可愛くて仕方ないですよ。」等と、半ば強制的に同意を求められると、何となく素直に頷けない。

もちろん可愛い。が、かわいげがないのだ。妻と一緒に「何だかかかすぎるよね(生後二ヶ月で五八〇〇g)。骨太だし。ミルク呑んだ後のげっぷなんてオヤジみたいだよ。」「泣き声も野太い。一体、誰に似たんだ？」等とその原因を探りながら、毎日ジロジロと観察している。

食糧問題、失業率の悪化、ドル基軸の貨幣制度が揺らぎつつある中で、息子よ、お前は一体どうやって生きていくつもりなのだ？と問いかける前に、取りあえずミルク代程度は稼がねばと心に誓う日々である。



久しぶりに好きな音楽を聴いて感動したり、ほんの小さな出来事で幸せ気分になることもあれば、仕事でつまずいて落ち込んだまま過ごす時もあります。若い時はこの世の終わりをみたく、立ち直りに時間がかかったものです。今は年を重ね少し悟ったのか、楽しいことばかりでなく、つらく悲しいことも大事な一日として考えることができます。「日は好日」です。(三)

事務局 一寸一言

二〇〇八年も耳を疑うようなニュースが次々と世間を騒がせました。マスコミ報道により、私達は事件の一部始終をまるで自分で見聞きしたかのように知ることが出来ます。事件について憤ったり、ネットへの書き込み等で意見を述べる自由があるというのはすばらしいことです。しかし過熱する報道は、時に魔女裁判のごとく「責任者探し」にやっきになり、スケープゴートを見つめるや言論による袋叩き。そんな一方的かつ独善的なテレビ、ネット情報に煽られ「世論」が一方に傾きやすい現代社会に危機感が募ります。事の本質を自分なりの視点で見極め、冷静さと、人としての寛容さをもって対処できる人間でありたい。常に我が身に置き換える想像力こそが、人間社会から争いを無くすのではないのでしょうか。

今年五月、裁判員制度が始まります。(ア)



編集後記

この春に結婚しました。人生も中盤にさしかかかっての急展開になりました。人の縁はふとしたことから続くものにもなるし、消えていくものもあります。知り合ってみればそれまで知らなかったことの方が不思議な気がしたものでした。それでは何かが欠けていたことを気づかずに暮らしていたのかも知れません。昨年の大樹は事務所としては最高裁大法廷判決により一感が高まり、事務所のメンバーも結婚や出産など重なり今後の展開を明るく感じる良い年になりました。今後ともご指導、ご鞭撻よろしくお願ひ申し上げます。(横)

事務所案内図



地下鉄丸ノ内線「新宿御苑前」2番出口 (大木戸門方面) 徒歩2分

ホームページを開設しました。 <http://www.tokyotaiju.com/>